

○犬山市都市公園条例

平成12年 3 月 31日 条例第14号

別表第 4 （第12条関係）

山の田公園夜間照明施設使用料

公園施設名称	利用区分	使用料
野球場夜間照明施設	最初の 1 時間まで 1 基	円 490
	超過 30 分ごとに 1 基	250
テニスコート夜間照明施設	最初の 1 時間まで 1 面	250
	超過 30 分ごとに 1 面	130

備考 利用時間が 30 分に満たないときは、30 分とみなす。